

国土審議会国土政策検討委員会
新しい公共検討グループ（第4回）議事概要

1. 日時

平成22年11月26日（金）13:00～15:00

2. 場所

中央合同庁舎第3号館 4階 会議室

3. 出席者

小田切徳美委員、木下斉委員、清原慶子委員、柴田いづみ委員、林泰義委員、
望月久美子委員

4. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題

【意見交換】

○まず、「3. 政策的方向性」の「(2) 担い手に対する資金・資源の支援」、「(4) 担い手と地域、行政の協働」について、それぞれ、委員よりまとめた意見を頂いた後、全体の議論に入った。

【「(2) 担い手に対する資金・資源の支援」について】

- ・志の高い金融機関がある一方、金融庁のマニュアルに沿った融資しか行っていない場合がほとんど。また、ある程度事業性があると思われる都市部でも事業資金の調達には困難であり、中山間地域ではもっと困難。
- ・現状では、民間は資金調達において選択肢が少ないことから、コミュニティファンドによる出融資の仕組みを地域で作っていくことが必要。
- ・「新しい公共」の分野は収益性が低いことから、活動関係者以外から出資を受けられるように、出資に対する一定のインセンティブが必要。
- ・米国では、CDFIといった制度がある。地元での資金循環の促進のため、銀行も含めて、地元の預金が地元で活用されるようなしくみが必要である。
- ・2つめには、このようなしくみを普遍的なものとするために、活動実績を短期的でなく、履歴で見ることができるようディスクロージャーを行うことが重要。実績を積み重ねたところがちゃんと資金を調達できる仕組みをつくっていくことが必要。
- ・3点目の金融機関との連携については、コミュニティファンドと金融機関が枠組みを作り、サポート業務と融資業務をセットで、地元密着で行うような仕組みが必要。

- ・4点目として、キャッシュに限らないアトム通貨のような地域通貨、地域内共済の仕組み等についても広がっていくと良いが、法的整備は進んでいない。
- ・現物出資については、例えば、町屋再生などがあるが、建築基準法などの法規制が課題となる。暫定的に、中小規模でやるところでは、措置を検討できないか。
- ・中間支援については、金融と中間支援組織とが一緒に解決（財務諸表、事業計画、資金繰り、進捗など）するものが本来の姿。中間支援組織の評価、モデルとなるようなものの提示が必要ではないかと考える。

【(4) 担い手と地域、行政の協働】 (※当日配付資料に沿って説明)

- ・「新しい公共」が先にあった訳ではなく、地域における公共サービスの担い手の多様化が顕在化してきている。
- ・「新しい公共」が担う公共分野の範囲の在り方については、広げすぎると国、自治体との役割の差が問題となる。
- ・地域づくりにおける市民、各団体、行政の協働の事例として、三鷹市には、①株式会社まちづくり三鷹 ②NPO法人 三鷹ネットワーク大学推進機構 ③「がんばる地域応援プロジェクト」等の事例がある。1つのNPO法人ができ、そのノウハウ、運営努力が株式会社まちづくり三鷹、NPO法人 三鷹ネットワーク大学推進機構等に共有され、連携、協働の中で、次のNPO法人が生み出されている。
- ・新しい公共は、暮らしにもっとも身近、歩ける程度の範囲（小、中学校区）が意義が大きいと考えられる。地域の広がりをもどのように考えるかを1つの視点とし、柔軟な地域感覚をもって、まとめる必要がある。

1. 地域の課題（検討の背景）について討論

- ・「(3) 地域の資金が現場に流れない」の項目は非常に重要。現在の日本は、地域の資金が色々な形で東京に集まってしまっている。
- ・地方では文化的なものを保存しようという流れが多い。地方では既にふるさと納税などが実施されており、また、新しい公共推進会議でも議論されていることだと思うが、NPOへの税制や寄付等についても、当委員会の報告に記述すべき。
- ・①多様な主体が立ち上がるための支援、②新しい公共は公共領域の縮小ではなく、拡大でなくてはならないということ は全体の中で整理すること。
- ・「新しい公共」は、自ら課題を解決する力を持っているところに特徴があるということ を補強すべき。
- ・従来の公共の役割が小さくなるのではなく、従来の公共への期待が高まっていくうえで市民がどうかかわっていくかを考えるのが新しい公共を議論していくうえで重要。

- ・昔からの結、講をどのように再構築していくかは民としての役割であり、新しい公共の支援メニューを用意していくことは、公としての役割と考える。新しい公共の担い手が活動していく上で、公として、規制の見直し等が必要。

3. 政策的方向性（市民活動によるイノベーション）について討論

- ・民間財団も、新しい公共の担い手を援助しており、民間財団に関する記述も（2）資金的支援、（3）非資金的支援のところでも触れるべき。
- ・民間財団について、税制上の問題も考慮すべき。日本の財団とアメリカの財団では規模が全く違い、アメリカの方が桁違いに大きい。これは構造的（制度的）な問題である。
- ・民間財団の基金の活用等も考えていくことが必要。現在、社団法人や財団法人の公益財団化が進んできており、税制上の問題、寄付の取扱などの課題がある。また、このような規制緩和の問題も多少触れるべき。
- ・協働の意義、連携の必要性、メリットを前段に書いた方がよいのではないかと。責任は両者が担い合うものであり、成功だけでなく失敗も分かち合うべき。税金を使うため公明正大性を担保する簡素な事務手続きへの見直しを行うべきではないか。もっと情報開示、リスクマネジメントが必要などポジティブな記述をすべき。
- ・事業失敗はリスクだけではない。失敗なくして成功もない。失敗をどう定義するのかも重要。リスクはあるが、解決できるという書き方にすべき。書類については、海外に比べ、日本では、書類が紙ベース、旅費の半券が必要など前時代的。また、一番困るのが、後からこれが必要、これはできないなどと言われること。
- ・中間支援組織は、このようなところにアプローチすべきなどの情報が最低限提供できればと思う。事業の立ち上げ時等のリスク失敗などの情報提供など中間支援組織は必要だと思われるが、すべての事業について中間支援組織を通す必要はないと思われる。
- ・（4）は、行政と担い手の責任の持ち方を考えた上で、行政と担い手の関係性と、その体制がスムーズにいくためにどのようなことが必要かを考えるような書き方にすべき。

（3）閉会

（速報のため、事後修正の可能性があります。）